

組合員番号

組合員資格得喪通知書

令和 年 月 日

東筑摩郡波田堰土地改良区理事長 百瀬元幸 様

現資格者 (現資格者死亡の場合、印は不要です)

住 所

氏 名

印

新資格者

〒

住 所

フリガナ
氏 名

印

生年月日 T・S・H

電話番号

貴土地改良区の地区内にある下記農地について、組合員の資格に移動がありましたので、土地改良法第43条により通知します。なお、これに伴い別紙記載の内容に了承し、権利義務等の一切を継承します。

1 資格得喪の対象となる土地

地 区	字	地 番	地目	面 積	備 考

2 移動の理由及びその時期

(1) 理由 (該当に○をして下さい)

①経営移譲

②売 買

③死 亡

④その他 (

)

(2) 時期

令和 年 月 日

組合員資格得喪通知書を提出される方へ

土地改良法第42条の規定に基づき、新資格者が権利義務を継承することになります。新資格者の方は、下記の内容をご確認いただきご理解をお願いいたします。

①土地改良区について

土地改良区とは、法第10条により、一定の地区内で土地改良事業を行う団体として、知事の許可によって設立された公法人です。

②改良区の組合員について

組合員とは、改良区の定款第3条の地区内にある土地につき、法第3条に規定する資格を有する者のことです。(法第11条)。わかりやすく言うと、波田堰幹線より農地をかんがいする権利(所有者又は耕作者)をお持ちで、改良区の土地原簿(台帳)に登録されている方をいいます。

また、組合員となった者がその後資格を失ったとき以外は任意には組合員でなくなることは出来ず、法に規定する権利義務を負うこととなります。組合員資格者は、土地の所有者又は使用収益権者のいずれかに定められています。

③組合員の義務について

(1) 経費負担の義務(法第36条)

改良区の事業に要する経費と運営に要する経費は、原則として組合員が負担することになります。

(2) 権利義務の承継(法第42条)

組合員が組合員の資格に係る権利の目的たる土地の資格を喪失した場合には、その土地に係る当該改良区の権利義務は、その土地について組合員たる資格を取得したものに移転します。

(3) 組合員の資格得喪の通知義務(法第43条)

改良区の組合員たる資格得喪の原因は、地区内の土地についての権利移動(売買、権利設定、経営移譲、相続等)ですが、組合員が通知しない限り改良区はこれを確認する方法がないので、組合員たる資格を得喪した者に通知の義務を課しています【自己申告による届け出】。

④賦課金(経費負担の義務)について

賦課金とは、法第36条に基づく当改良区の定款26・29・30条の定めにより、土地改良事業に必要な経費及び国営・県営・団体営事業の負担金の必要経費を原則として組合員に賦課し、徴収する金額をいいます。

(1) たとえ、4月1日以降に農地転用及び地区除外されても、その年度の賦課金は発生します。また、年度途中で所有者が移転し組合員が代わっても、賦課金を納入する方法は基本的に4月1日現在の組合員となります。(相対で条件が整っている場合は、この限りではありません。)

(2) 賦課金を指定期日までに納入されない場合は、指定期日の翌日から納入の日までの期間に応じ年14.6%(日歩0.04%)の延滞金と督促・催告手数料(100円/回)が加算されます。(法第37条)

また、指定期日までに完納されない場合は、法第39条に基づき地方税の滞納処分の例により財産差押の処分を受ける場合があります。

※不明点等ございましたら、改良区までお問合わせください。

TEL (0263) 92-8919